

有機溶剤作業主任者とは

(労働安全衛生法 第14条、同法施行令第6条第22号)

作業に従事する労働者の身体が有機溶剤に汚染され、または有機溶剤の蒸気を吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮する、局所排気装置等の装置を点検する、保護具の使用状況を監視するなど重要な役割を担っています。

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	健康障害及びその予防措置に関する知識	4時間
	作業環境の改善方法に関する知識	4時間
	保護具に関する知識	2時間
	関係法令	2時間
	修了試験	1時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義及び修了試験(日本語(漢字含む))となります。

【修了証】

全ての講習を受講し、修了試験に合格すると、修了証を交付いたします。